

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

住宅課

【訓令】

○ 岡山県庁文書規程の一部改正

（県例規集登載）

総務学事課

【合同訓令】

○ 岡山県公印管守規程の一部改正

（県例規集登載）

〃

【告示】

○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正

住宅課

○ 優良図書 の 推奨

（県例規集登載）

男女共同参画青少年課

○ 有害図書 の 指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退

障害福祉課

【公告】

○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定

防災砂防課

○ 公共測量の実施

監理課

〃

〃

○ 落札者等の決定

用度課
警察本部会計課

〃

〃

〃

〃

【選挙管理委員会】

○ 政治団体の代表者等の異動

選挙管理委員会

○ 政治団体の解散

〃

○ 資金管理団体の指定取消し

〃

◎岡山県規則第四十二号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三住宅課の部10の項1中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を、「において」の次に「これらを」を加え、同項1(1)中「(以下この項において「確認書」という。)」を削り、「住宅性能評価書」を「確認書等」に改め、同項2中「計画」を「長期優良住宅建築等計画」に改め、同項2(1)及び3(1)中「確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し」を「確認書等」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

令和4年7月29日 岡山県公報 第12417号

◎岡山県訓令第5号

庁 中 一 般

岡山県庁文書規程（昭和三十八年岡山県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

令和四年七月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 前条の規定にかかわらず、電子決裁システム（電子計算機を利用して起案、決裁、保存、廃棄その他文書等に関する一連の事務の処理を行うシステムをいう。）の機能を利用して電子的方法により起案を行うときは、当該システムへの記録をもつて次条に規定する起案文書の作成に代えることができる。この場合において、当該システムへの記録については、同条に規定する起案文書とみなして、この訓令の規定を適用する。

2 前項の場合において、この訓令の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、知事が別に定める。

第十九条中「前条」を「第十八条」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年八月一日から施行する。

令和4年7月29日 岡山県公報 第12417号

◎ 岡山県訓令 第二号 岡山県警察訓令

庁 出 警
中 先 察
一 機 本
般 関 部

岡山県公印管守規程
令和四年 岡山県訓令 第一号
岡山県警察訓令
令和四年七月二十九日
の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

岡山県知事 伊原木 隆 太
岡山県警察本部長 檜 垣 重 臣

3 前二項の規定にかかわらず、岡山県庁文書規程第十八条の二第一項に規定する場合には、公印取扱者は、同項に規定する電子決裁システムによる審査を行い、公印の使用を適当と認めるときは、当該システムに押印の確認を登録するものとする。

附 則

この訓令は、令和四年八月一日から施行する。

◎岡山県告示第百三十四号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和四年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 大

別表土木部の部住宅課の項46中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を挿入し、「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する」「（以下出先機関の部県民局（建設部）の項において「登録住宅性能評価機関」という。）」及び「同法第6条の2第5項に規定する」を挿入し「（以下この項及び出先機関の部県民局（建設部）の項において「確認書」という。）及び住宅性能評価書」を「若しくは住宅性能評価書又はこれら」に、「住宅性能評価書」を「確認書等」に、「並びにこれらの写し」を「のいずれについても」に改め、同項47から49までの限定中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画」に、「確認書及び住宅性能評価書並びにこれらの写し」を「確認書等のいずれについても」に改めらる。

附 則

この告示は、令和四年十月一日から施行する。

令和4年7月29日 岡山県公報 第12417号

◎岡山県告示第三百三十五号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
令和四年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	文	発 行 所	対 象
1	ぞうになつたぞ	ライエリー・ロブレット エスデル・メーンズ ふしみみさを 中川ひろたか 村上康成	絵 訳 文	パインインターナショナル 金の星社	幼 児 "
2	はやくしなさい！	サラ・オレアリー チン・レン おおつかのりこ	作 絵 訳	あかね書房	小学生（低）
3	わたしかぞく みんなのかぞく	小川忠博 横山和成 いとらみく ころりよ 半田滋 チームふくろう 如月かずさ 山下白 舟崎泉美	写真・文 監修 作 絵	あすなろ書房 PHP研究所	" (中) " (中)
4	はっこう（発酵） 地球は微生物でいっぱい				
5	あつちもこつちもこの世はもれなく				
6	戦争と平和の船、ナッチヤン			講談社	" (高)
7	どうぶつ村のせんきよ			あけび書房	" (高)
8	スペインアルQトなぼくら			講談社	中 学 生
9	ギソク陸上部			学研プラス	"

令和4年7月29日 岡山県公報 第12417号

◎岡山県告示第三百三十六号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

令和四年七月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番号	種別	名称	日号	発行者等
1	雑誌	週刊実話 ザ・タブー	8月5日号	日本ジャーナル出版
2	〃	実話ナックルズ GOLD	Vol. 26	大洋図書
3	〃	芸能お宝最新特報 BUZOOOON!!! VOL. 6		インターネットイン
4	〃	エキサイティングナックルズ	2022年8月号	楽楽出版
5	〃	恋愛白書パステル	2022年8月号	宙おおぞら出版

◎岡山県告示第三百三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和四年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

ハート薬局 中庄店

所在地

倉敷市松島一五二―一九

辞退年月日

令和四年六月三十日

◎岡山県告示第三百三十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和四年七月十九日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和四年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

青山 克幸

ぼうこう・直腸、小腸

医療法人平野同仁会 津山第一病院

津山市中島四三八

久保 元基

心臓

一般財団法人慈風会 津山中央病院

津山市川崎一七五六一

田中 麻理子

聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく

河田病院

美作市栄町七五一一

渡邊 忠壽

肢体不自由

医療法人社団井口会総合病院落合病院

真庭市上市瀬三四一

壇浦 智幸

肢体不自由

笠岡市立市民病院

笠岡市笠岡五六二八一一

万波 誠

腎臓、ぼうこう・直腸

笠岡市立市民病院

笠岡市笠岡五六二八一一

城間 伸雄

ぼうこう・直腸、小腸

笠岡市立市民病院

笠岡市笠岡五六二八一一

浅海 昇

肢体不自由

瀬戸内市立瀬戸内市民病院

瀬戸内市邑久町山田庄八四五一一

二 指定を辞退した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

戸田 佐登志

ぼうこう・直腸、小腸

赤磐医師会病院

赤磐市下市一八七一一

内田 卓之

ぼうこう・直腸、小腸

赤磐医師会病院

赤磐市下市一八七一一

國富 康彦

肢体不自由

備前市国立健康保険市立備前病院

備前市伊部二二四五

小川 潔

肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう・直腸、小腸

医療法人思誠会 渡辺病院

新見市高尾二二七八一一

◎岡山県告示第三百三十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

福田（1）地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱
一号と十六号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県倉敷市福田町福田字川城二三四番一

一号

〃 〃 〃 〃 二八三番一

二号から五号まで及び八号か
ら十六号まで

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃

令和4年7月29日 岡山県公報 第12417号

〔三六三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
小田郡矢掛町里山 田区内	公共測量（基準点測量及び路線測量等）	令和四年七月二十五日から 同年十二月二十三日まで
同町上高末地内	公共測量（基準点測量及び確定測量）	令和四年七月二十五日から 令和五年三月二十四日まで

令和4年7月29日 岡山県公報 第12417号

〔三六四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
苦田郡鏡野町富西谷地内	公共測量（基準点測量）	令和四年七月五日から同年九月三十日まで

令和4年7月29日 岡山県公報 第12417号

〔三六五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和四年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
除雪トラック（七t級専用車、四×四） 一台
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和四年七月二十一日
- 四 落札者の氏名及び住所
UDトラックス株式会社岡山カスタマーセンター
岡山市北区平野六百三十番地一
- 五 落札金額
三三、九九〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、〇九〇、〇〇〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和四年六月七日

令和4年7月29日 岡山県公報 第12417号

〔三六六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和四年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 借入件名及び数量
令和四年度運転者管理システム端末等借入 一式
- 二 借入期間
令和五年一月一日から令和九年十二月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部交通部運転免許課
岡山市北区御津中山四四四番地三
- 四 落札者を決定した日
令和四年七月七日
- 五 落札者の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社岡山営業所
岡山市北区下石井二丁目二番五号
- 六 落札金額
一月当たり九二七、三〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額八四、三〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和四年五月十七日

令和4年7月29日 岡山県公報 第12417号

〔三六七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和四年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 借入件名及び数量
運転者管理システム自動受付機借入 四十七式
- 二 借入期間
令和五年一月一日から令和九年十二月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部交通部運転免許課
岡山市北区御津中山四四四番地三
- 四 落札者を決定した日
令和四年七月七日
- 五 落札者の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社岡山営業所
岡山市北区下石井二丁目二番五号
- 六 落札金額
一月当たり二、五九四、一四一円（うち消費税額及び地方消費税の額二三五、八三一円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和四年五月十七日

令和4年7月29日 岡山県公報 第12417号

〔三六八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和四年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 借入件名及び数量
運転免許証作成システム用直接撮影機等借入 一式
- 二 借入期間
令和五年三月一日から令和十年二月二十九日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部交通部運転免許課
岡山市北区御津中山四四四番地三
- 四 落札者を決定した日
令和四年七月七日
- 五 落札者の名称及び住所
東芝自動機器システムサービス株式会社
神奈川県川崎市川崎区駅前本町一二番地一
- 六 落札金額
一月当たり一、三五四、一三二円（うち消費税額及び地方消費税の額二二四、〇二二円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和四年五月十七日

◎岡山県選管告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和四年七月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

岩野正則後援会

政令指定都市岡山未来研究会

林田実後援会

星野和也後援会

代表者の氏名

菅原一郎

安部孝一

万代嘉男

星野和也

解散年月日

令和三・四・三〇

令和四・五・三〇

〃 〃 六・二

〃 〃 一・九

◎岡山県選管告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつた。
令和四年七月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

資金管理団体の名称

安部孝一

政令指定都市岡山未来研究会

資金管理団体で

なくなった年月日

令和四・五・三〇